

地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第54号。以下「内部組織等に関する訓令」という。）第3条第3項及び第4項、第4条第2項、第11条第3項並びに第15条第2項の規定に基づき、東北防衛局の内部組織に関する規則を次のように定める。

平成19年9月1日

東北防衛局長 酒 井 隆

東北防衛局の内部組織に関する規則

改正	平成20年	3月31日	東北防衛局達第3号
	平成21年	4月1日	東北防衛局達第3号
	平成22年	4月1日	東北防衛局達第2号
	平成23年	3月31日	東北防衛局達第1号
	平成23年	4月1日	東北防衛局達第2号
	平成24年	4月6日	東北防衛局達第4号
	平成25年	5月16日	東北防衛局達第4号
	平成26年	3月31日	東北防衛局達第3号
	平成27年	4月10日	東北防衛局達第2号
	平成28年	3月31日	東北防衛局達第1号
	平成29年	3月30日	東北防衛局達第3号
	平成30年	3月30日	東北防衛局達第1号
	平成30年1	1月30日	東北防衛局達第6号
	平成31年	3月29日	東北防衛局達第3号
	令和2年	3月31日	東北防衛局達第1号
	令和3年	3月31日	東北防衛局達第5号
	令和4年	3月31日	東北防衛局達第4号
	令和5年	3月31日	東北防衛局達第4号
	令和6年	3月29日	東北防衛局達第2号

（課（室）長補佐）

第1条 東北防衛局の各課に置く課長補佐及び各室に置く室長補佐の職務は、別表第1に掲げるとおりとする。

（係）

第2条 東北防衛局の各課及び各室に置く係の所掌事務は、別表第2に掲げるとおりとする。

（事務所の課）

第3条 東北防衛局に置かれる三沢防衛事務所の各課の所掌事務は、別表第3に掲げるとおりとする。

（事務所の係）

第4条 東北防衛局に置かれる三沢防衛事務所の係の所掌事務は、別表第4に掲げるとおりとする。

第5条 東北防衛局に置かれる郡山防衛事務所の係の所掌事務は、別表第5に掲げるとおりとする。

附 則

1 この規則は、平成19年9月1日から施行する。

2 東北防衛局部長等の専決及び代決に関する規則(平成19年東北防衛局達第1号)の一部を次のように改正する。

第4条の表総務部長の項中「 | 会計課長 (会計課所管事項に限る。) | 」を  
「 | 会計課長 (会計課所管事項に限る。) |  
| 契約課長 (契約課所管事項に限る。) | 」に改める。

別表第1の表7の項中、「、室長」を削る。

3 企画部周辺環境整備課再編交付金係は、次の事務をつかさどる。

(1) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。)第6条の規定による再編交付金の交付に関すること。

(2) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。)第9条第2項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関すること。

(課長の指定する地域に限る。)

附 則 [平成20年3月31日東北防衛局達第3号]

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年4月1日東北防衛局達第3号]

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成22年4月1日東北防衛局達第2号]

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 [平成23年3月31日東北防衛局達第1号]

この達は、平成23年3月31日から施行する。

附 則 [平成23年4月1日東北防衛局達第2号]

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 [平成24年4月6日東北防衛局達第4号]

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則 [平成25年5月16日東北防衛局達第4号]

この達は、地方防衛局の内部組織等に関する訓令(平成25年防衛省訓令第32号)の施行の日から施行するものとする。

附 則 [平成26年3月31日東北防衛局達第3号]

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 [平成27年4月10日東北防衛局達第2号]

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則 [平成28年3月31日東北防衛局達第1号]

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 [平成29年3月30日東北防衛局達第3号]

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 〔平成30年3月30日東北防衛局達第1号〕

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 〔平成30年11月27日東北防衛局達第6号〕

この達は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 〔平成31年3月29日東北防衛局達第3号〕

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 〔令和2年3月31日東北防衛局達第1号〕

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 〔令和3年3月31日東北防衛局達第5号〕

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 〔令和4年3月31日東北防衛局達第4号〕

この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 〔令和5年3月31日東北防衛局達第4号〕

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 〔令和6年3月29日東北防衛局達第2号〕

この達は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表第1

## 課（室）長補佐及びその課（室）長補佐の職務

課(室)	区 分	職 務
総務課	課長補佐 (総務、 企画、審 査担当)	命を受けて、総務係長、企画係長及び審査係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (人事、 厚生担当 )	命を受けて、人事係長及び厚生係長を指揮監督し、その事務を整理する。
会計課	課長補佐 (総務、 会計、管 理担当)	命を受けて、総務係長、会計係長及び管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (出納、 審査担当 )	命を受けて、出納係長及び審査係長を指揮監督し、その事務を整理する。
契約課	課長補佐	命を受けて、契約係長、契約審査第1係長及び契約審査第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
地方 調整課	課長補佐 (総務、 企画担当 )	命を受けて、総務係長及び企画係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (連絡調 整担当)	命を受けて、連絡調整第1係長及び連絡調整第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
基地 対策室	室長補佐 (基地対 策第1担 当)	命を受けて、基地対策第1係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐 (基地対 策第2担 当)	命を受けて、基地対策第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
基地 対策室	室長補佐 (基地対 策第3担 当)	命を受けて、基地対策第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
地方協力 確保室	室長補佐	命を受けて、協力確保係長及び企画調整係長を指揮監督し、その事務を整理する。

環境 対策室	室長補佐	命を受けて、環境の保全に関する技術に係る事項及び諸制度についての調査及び研究に関する事務を整理する（室長の指定するものに限る。）。
周辺環境 整備課	課長補佐 （施設対策担当）	命を受けて、施設対策第1係長及び施設対策第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （調整交付金、再編交付金担当）	命を受けて、調整交付金係長及び再編交付金係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （障害防止、道路担当）	命を受けて、障害防止係長及び道路係長を指揮監督し、その事務を整理する。
防音 対策課	課長補佐 （防音担当）	命を受けて、防音係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （住宅防音第1・第2・第3担当）	命を受けて、住宅防音第1係長、住宅防音第2係長及び住宅防音第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （住宅防音第4、砲撃音防音担当）	命を受けて、住宅防音第4係長及び砲撃音防音係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （移転措置担当）	命を受けて、移転措置第1係長及び移転措置第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
業務課	課長補佐	命を受けて、業務係長及び事故補償係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設 補償課	課長補佐	命を受けて、漁業補償第1係長、漁業補償第2係長及び施設補償係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設 管理課	課長補佐 （行政財産管理、行政財産台帳担当）	命を受けて、行政財産管理第1係長、行政財産管理第2係長、行政財産管理第3係長、行政財産台帳第1係長及び行政財産台帳第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。

施設管理課	課長補佐 (緑化対策担当)	命を受けて、緑化対策第1係長及び緑化対策第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (提供管理担当)	命を受けて、提供管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設企画室	室長補佐 (施設企画第1担当)	命を受けて、施設企画第1係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐 (施設企画第2担当)	命を受けて、施設企画第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐 (施設企画第3担当)	命を受けて、施設企画第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設取得課	課長補佐	命を受けて、取得係長、賃借契約第1係長及び賃借契約第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐	命を受けて、施設取得課の所掌事務全般について課長を助け、施設取得課の所掌事務を整理する。
調達計画課	課長補佐 (総務、企画担当)	命を受けて、総務係長及び企画係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (計画調整第1担当)	命を受けて、計画調整第1係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (計画調整第2担当)	命を受けて、計画調整第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
事業監理課	課長補佐	命を受けて、施設情報管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
建築課	課長補佐 (建築第1・第2・第3担当)	命を受けて、建築第1係長、建築第2係長及び建築第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。

建 築 課	課長補佐 (建築第 4・第5 担当)	命を受けて、建築第4係長及び建築第5係長を指揮監督し、その事務を整理する。
土 木 課	課長補佐	命を受けて、土木第1係長、土木第2係長、土木第3係長及び土木第4係長を指揮監督し、その事務を整理する。
設 備 課	課長補佐 (設備第 1・第2 ・第3担 当)	命を受けて、設備第1係長、設備第2係長及び設備第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (設備第 4・第5 担当)	命を受けて、設備第4係長及び設備第5係長を指揮監督し、その事務を整理する。

## 別表第2

## 係及びその係の所掌事務

課	係	所 掌 事 務
総務課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機密に関すること。</li> <li>2 東北防衛局長（以下「局長」という。）及び総務部長の官印並びに局印の保管に関すること。</li> <li>3 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。</li> <li>4 電報の受信及び発信に関すること。</li> <li>5 函書類の収集整理及び利用に関すること。</li> <li>6 局議の召集及び記録に関すること。</li> <li>7 渉外に関すること。</li> <li>8 前各号に掲げるもののほか、総務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</li> </ol>
	企画係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東北防衛局の所掌事務に関する総合調整に関すること。</li> <li>2 東北防衛局の機構及び定員並びに運営に関する企画及び立案に関すること。</li> <li>3 東北防衛局の事務能率の増進に関すること。</li> <li>4 規則の審査に関すること。</li> <li>5 東北防衛局の所掌事務に係る統計の総括に関すること。</li> <li>6 書式の管理に関すること。</li> <li>7 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関すること。</li> <li>8 東北防衛局の所掌事務に関する政策の評価に関すること。</li> <li>9 東北防衛局の所掌事務に関する行政の考査に関すること。</li> <li>10 駐留軍等労働者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。</li> </ol>
	審査係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の公開に関すること。</li> <li>2 広報に関すること。</li> <li>3 東北防衛局の保有する個人情報の保護に関すること。</li> <li>4 公文書類の審査及び進達に関すること。</li> </ol>
総務課	人事係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東北防衛局の職員（以下「職員」という。）及び東北防衛局に勤務を命ぜられた自衛官（以下「派遣自衛官」という。）の服務及び規律に関すること。</li> <li>2 職員の任用に関すること。</li> <li>3 職員の採用に関すること。</li> <li>4 派遣自衛官の補職に関すること。</li> <li>5 職員の失職及び退職並びに分限免職に関すること。</li> <li>6 職員の休職及び復職に関すること。</li> <li>7 職員の懲戒に関すること。</li> </ol>



総務課	人事係	<ul style="list-style-type: none"> <li>8 派遣自衛官の免職及び降任以外の懲戒に関する事。</li> <li>9 職員の初任給の決定並びに昇給及び昇任に関する事。</li> <li>10 人事記録に関する事。</li> <li>11 職員及び派遣自衛官の勤務評定に関する事。</li> <li>12 職員及び派遣自衛官の教育訓練に関する事。</li> <li>13 職員の退職手当及び恩給に関する連絡事務に関する事。</li> <li>14 礼式、表彰及び服制に関する事。</li> <li>15 前号に掲げるもののほか、職員及び派遣自衛官の給与に関する事。</li> </ul>
	厚生係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 職員及び派遣自衛官の福利厚生に関する事。</li> <li>2 職員及び派遣自衛官の保健衛生に関する事。</li> <li>3 職員及び派遣自衛官の安全保持に関する事。</li> <li>4 職員及び派遣自衛官の公務災害補償に関する事。</li> <li>5 防衛省共済組合東北防衛局支部に関する事。</li> </ul>
会計課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 会計課の所掌事務に関する連絡調整に関する事。</li> <li>2 経費及び収入の予算に関する事。</li> <li>3 出納官吏並びに支出負担行為担当官、官署支出官及び資金前渡官吏に係る事務の一部を処理する職員その他会計事務担当職員の任免に関する事。</li> <li>4 支出負担行為の確認及び支出負担行為差引簿の登記に関する事。</li> <li>5 前各号に掲げるもののほか、会計課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</li> </ul>
	会計係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 資金前渡に関する事。</li> <li>2 職員及び派遣自衛官の給与及び旅費の支給に関する事。</li> <li>3 職員の退職手当の支給に関する事。</li> <li>4 庁費に係る経費による契約の締結に関する事（契約課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>5 中小企業者の受注の機会を確保するための措置に関する事。</li> <li>6 物品の売払いに関する事（業務課の所掌に属するものを除く。）。</li> </ul>
	管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 物品の取得及び管理に関する事（業務課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産及び民公有財産の管理及び取得に関する事。</li> <li>3 庁舎及び職員（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員を含む。）の宿舎の維持運営に関する事。</li> <li>4 庁内の取締りに関する事。</li> <li>5 庁舎及び職員の宿舎に係る国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第2条第1項に規定する国有資産等所在市町村交付金（以下「交付金」という。）に関する事務に関する事。</li> </ul>

会 計 課	出納係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 経費及び収入の決算に関すること。</li> <li>2 徴収簿及び支出決定簿の登記に関すること。</li> <li>3 経費の支払いに関すること。</li> <li>4 歳入歳出外現金の出納保管に関すること。</li> <li>5 前渡資金の出納保管に関すること。</li> <li>6 歳入徴収官事務に関すること。</li> <li>7 債権の管理に関すること。</li> </ol>
	審査係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 経費の支出負担行為に関する審査に関すること。</li> <li>2 経費の繰越に関すること。</li> </ol>
契 約 課	契約係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</li> <li>2 東北防衛局の行う請負業者に関すること。</li> <li>3 東北防衛局の行う発注の方式に関すること。</li> <li>4 東北防衛局の行う建設工事、コンサルタント業務に係る入札及び契約に関すること。</li> <li>5 前各号に掲げるもののほか、契約課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</li> </ol>
	契約審査第1係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東北防衛局の行う発注の方式に係る審査（技術に関するものに限る。）に関すること。</li> <li>2 東北防衛局の行う契約に係る審査（技術に関するものに限る。）に関すること。</li> </ol>
	契約審査第2係	契約審査第1係の所掌事務に同じ（課長の指定するものに限る。）。
地 方 調 整 課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 企画部長の官印の保管に関すること。</li> <li>2 企画部の公文書類の接受及び配布に関すること。</li> <li>3 企画部の人事の内申に関すること。</li> <li>4 企画部の庁用品の供用に関すること。</li> <li>5 東北防衛施設地方審議会に関すること。</li> <li>6 企画部の所掌事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関すること（旅費及び庁費に限る。）。</li> <li>7 前各号に掲げるもののほか、地方調整課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</li> </ol>
	企画係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 企画部の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。</li> <li>2 企画部の所掌事務に関する総合調整に関すること。</li> <li>3 防衛施設周辺環境整備法第9条第1項の規定による特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に関すること。</li> <li>4 企画部の所掌事務に関する不服の申出の処理に関すること。</li> <li>5 企画部の所掌事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関すること（総務係の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>6 駐留軍再編特別措置法第4条第1項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び同法第5条第1項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。</li> </ol>

地方調整課	企画係	<p>7 駐留軍再編特別措置法第7条第1項の規定による再編関連振興特別地域の指定に関する事。</p> <p>8 駐留軍再編特別措置法第8条の規定による再編関連振興特別地域整備計画の作成並びに再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務に関する事。</p> <p>9 企画部の所掌事務に関する訴訟に関する事。</p>
	連絡調整第1係	<p>1 自衛隊の施設の取得に関する事務及び自衛隊の施設の使用条件についての利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関する事（基地対策室の所掌に属する事務を除く。）。</p> <p>2 条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の決定、取得、提供、使用条件の変更及び返還に関する事務についての駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関する事（基地対策室の所掌に属する事務を除く。）。</p> <p>3 施設状況調書の作成に関する事（課長の指定する事項に限る。）。</p>
	連絡調整第2係	連絡調整第1係の所掌事務に同じ（課長の指定する事項に限る。）。
基地対策室	基地対策第1係	<p>1 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用若しくは返還に伴い生ずる諸問題に対する施策の企画及び立案に関する事（室長の指定するものに限る。）。</p> <p>2 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域に関する統計に関する事。</p> <p>3 防衛省設置法第4条第1項第12号及び第19号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関する事務のうち、各種事業を円滑にするための地元調整に係る施策に関する事（局長が指定する事項に限る。）。</p>
基地対策室	基地対策第1係	4 防衛省設置法第4条第1項第1号から第3号まで、第6号、第9号、第13号及び第14号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡調整に関する事。
	基地対策第2係	基地対策第1係の所掌事務に同じ（室長の指定する事項に限る。）。
	基地対策第3係	基地対策第1係の所掌事務に同じ（室長の指定する事項に限る。）。

地方協力 確保室	協力 確保係	防衛省設置法第4条第1項第1号から第3号まで、第6号、第9号、第12号から第14号まで及び第19号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること（基地対策室の所掌に属するものを除き、室長の指定する事項に限る。）。
	企画 調整係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃事態等において実施する国民の保護のための措置等のうち地方防衛局が実施するものの総合的な推進に関すること。</li> <li>2 前号に掲げるもののほか、防衛省設置法第4条第1項第2号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること（基地対策室及び協力確保係の所掌に属するものを除き、室長の指定する事項に限る。）。</li> </ol>
周辺環境 整備課	施設対策 第1係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周辺環境整備課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</li> <li>2 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定による障害防止工事の助成のうち、同項第5号に定める施設に係るものに関すること。</li> <li>3 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成に関すること（道路係及び防音対策課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>4 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定による障害防止工事の助成及び防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成並びに自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、施設周辺環境整備統合事業補助金に係るものに関すること。</li> <li>5 防衛施設周辺環境整備法第9条第2項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関すること。</li> </ol>
	施設対策 第1係	<ol style="list-style-type: none"> <li>6 前4号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置に関すること（障害防止第1係、障害防止第2係、道路係及び防音対策課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>7 第3号及び第4号の助成に係る地方公共団体、第5号の交付に係る特定防衛施設関連市町村並びに前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあっせんその他の援助に関すること。</li> <li>8 前各号に掲げるもののほか、周辺環境整備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（第1号及び第8号に掲げる事務を除き、課長の指定する施設に限る。）。</li> </ol>
	施設対策 第2係	施設対策第1係の所掌事務（第1号及び第8号に掲げる事務を除く。）に同じ（課長の指定する施設に限る。）。

<p>周辺環境 整備課</p>	<p>調整 交付金係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防衛施設周辺環境整備法第9条第2項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関する事。</li> <li>2 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別な措置のうち、前号の措置に準ずるものに関する事。</li> <li>3 第1号の交付に係る特定防衛施設関連市町村又は前号の特別な措置に係る者に対する資金又は普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関する事。</li> <li>4 駐留軍再編特別措置法第6条の規定による再編交付金の交付に関する事。</li> </ol>
	<p>障害防止 係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定による障害防止工事の助成に関する事（道路係の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 防衛施設周辺環境整備法第9条第2項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関する事。</li> <li>3 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別な措置のうち、1号の措置に準ずるものに関する事。</li> <li>4 第1号の助成又は前号の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関する事（課長の指定する地域に限る。）。</li> </ol>
	<p>道路係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定による障害防止工事の助成のうち、道路（農業用施設及び林業用施設であるものを含む。以下次号において同じ。）に係るものに関する事。</li> <li>2 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成のうち、道路に係るものに関する事。</li> <li>3 防衛施設周辺環境整備法第9条第2項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関する事（課長の指定する地域に限る。）。</li> <li>4 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う必要な措置、自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域について生じた損失の補償並びに当該施設又は施設及び区域を権利者へ返還する場合における利得の求償及び現状回復のうち、道路に係るものに関する事。</li> <li>5 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別な措置のうち、第1号又は第2号の措置に準ずるものに関する事。</li> </ol>

周辺環境整備課	道路係	6 第1号の助成に係る者、第2号の助成に係る地方公共団体又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関する事。
防音対策課	防音係	<p>1 防音対策課の所掌事務に関する連絡調整に関する事。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第3条第2項の規定による障害防止工事の助成に関する事。</p> <p>3 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成のうち、音響による障害の緩和に資するために整備される施設(主な部分が建物であるものに限る。)に係る助成に関する事。</p> <p>4 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、第2号の措置に準ずるものに関する事。</p> <p>5 第2号の助成に係る者、第3号の助成に係る地方公共団体又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関する事。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、防音対策課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</p>
	住宅防音第1係	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による第1種区域の指定、同法第5条第1項の規定による第2種区域の指定及び同法第6条第1項の規定による第3種区域の指定に関する事。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による住宅の防音工事の助成に関する事。</p> <p>3 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、前2号の措置に準ずるものに関する事(課長の指定する地域に限る。)</p>
	住宅防音第2係	住宅防音第1係の所掌事務に同じ(課長の指定する地域に限る。)
	住宅防音第3係	住宅防音第1係の所掌事務に同じ(課長の指定する地域に限る。)
	住宅防音第4係	住宅防音第1係の所掌事務に同じ(課長の指定する地域に限る。)
	砲撃音防音係	<p>1 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による住宅の防音工事の助成に準ずるものに関する事。</p> <p>2 自衛隊又は駐留軍の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響による障害の防止等に関する調査、研究及び資料の収集整理に関する事。</p>

防 音 対 策 課	移転措置 第1係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防衛施設周辺環境整備法第5条第1項の規定による移転等の補償、同条第2項の規定による土地の買入れ及び同条第3項の規定による公共施設の整備の助成に関すること。</li> <li>2 自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置若しくは運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること（課長の指定する地域に限る。）。</li> </ol>
	移転措置 第2係	移転措置第1係の所掌事務に同じ（課長の指定する地域に限る。）。
業 務 課	業務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</li> <li>2 業務課の所掌事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関すること。</li> <li>3 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分に関すること。</li> <li>4 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。</li> <li>5 駐留軍等による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。</li> <li>6 駐留軍による物品及び役務（労務を除く。）の調達に関する調査並びに当該調達についての協力に関すること。</li> <li>7 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置及び運営についての調査並びに資料の作成及び収集に関すること。</li> <li>8 前各号に掲げるもののほか、業務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</li> </ol>
	事故補償 第1係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和37年総理府令第42号）の規定に基づく賠償金、補償金及び見舞金の支給に関すること。</li> <li>2 日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する省令（昭和29年総理府令第61号）の規定に基づく補償金、慰謝料及び見舞金の支給に関すること。</li> <li>3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第18条第5項（g）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関するこ と。</li> <li>4 駐留軍の航空機事故等に起因する捜索救難作業等のために提供された地方公共団体等の役務に対する見舞金の支給に関すること。</li> </ol>

業 務 課	事故補償 第1係	<p>5  連合軍等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和36年法律第215号）の規定に基づく給付金の支給に関すること。</p> <p>6  沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第33号）第3条の規定による見舞金の支給に関すること。</p> <p>7  職員の行為又は施設に係る損害賠償に関すること。</p>
	事故補償 第2係	<p>事故補償第1係の所掌事務に同じ（課長の指定するものに限る。）。</p>
施 設 補 償 課	漁業補償 第1係	<p>1  自衛隊法（昭和29年法律第165号）第105条第1項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。</p> <p>2  防衛施設周辺環境整備法第13条第1項の規定による漁業経営上受ける損失の補償に関すること。</p> <p>3  自衛隊の施設に係る漁業権、入漁権その他の河川の敷地若しくは流水、海水、その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関すること。</p>
	漁業補償 第2係	<p>1  日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和27年法律第243号）第1条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。</p> <p>2  日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和28年法律第246号。以下「特別損失補償法」という。）第1条第1項の規定による漁業経営上受ける損失の補償に関すること。</p> <p>3  駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他の河川の敷地若しくは流水、海水、その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関すること。</p>
	施設 補償係	<p>1  施設補償課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2  自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域について生じた損失のうち使用期間中に行うものに関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3  自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ返還する場合における損失の補償、利得の求償及び原状回復に関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>4  防衛施設周辺環境整備法第13条第1項の規定による損失の補償に関すること（漁業補償第1係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>5  特別損失補償法第1条第1項の規定による損失の補償に関すること（漁業補償第2係の所掌に属するものを除く。）。</p>



施設 補償課	施設 補償係	<p>6 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号）第14条第1項の規定による損失の補償に関すること。</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、施設補償課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
施設 管理課	行政財産 管理第1 係	<p>1 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産（庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産及び民公有財産を除く。以下同じ。）の管理に関する総括に関すること。</p> <p>2 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産の管理に関すること（緑化対策第1係、緑化対策第2係、行政財産台帳第1係及び行政財産台帳第2係の所掌に属するものを除き、課長の指定するものに限る。）。</p> <p>3 他の各省各庁の長の所管する国有財産を自衛隊が使用することに関すること（課長の指定するものに限る。）。</p> <p>4 自衛隊の施設の権利者への返還に関すること（課長の指定するものに限る。）。</p>
	行政財産 管理第2 係	行政財産管理第1係の所掌事務（第1号に掲げる事務を除く。）に同じ（課長の指定するものに限る。）。
	行政財産 台帳第1 係	<p>1 自衛隊の施設に供される行政財産の調査及び記録に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 自衛隊の施設に供される国有財産及び民公有財産の供用に関すること。</p> <p>3 供用事務担当官に対する行政財産の増減及び異動の通知に関すること。</p> <p>4 自衛隊の施設に供される行政財産に係る国有財産台帳に関すること。</p> <p>5 自衛隊の施設に供される行政財産に係る報告書の調整に関すること（行政財産管理第1係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>6 自衛隊の施設に係る交付金に関する事務に関すること（会計課の所掌に属するものを除き、課長の指定するものに限る。）。</p>
	行政財産 台帳第2 係	行政財産台帳第1係の所掌事務に同じ（課長の指定するものに限る。）。
	緑化対策 第1係	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第6条の規定による緑地帯の整備等に関すること（防音対策課の所掌に属するものを除く。）。</p>

施設管理課	緑化対策第1係	<p>2 前号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の運用に資するための行政財産の管理（緑地帯の整備を含む。）並びに当該行政財産に係る交付金に関する事務に関すること（行政財産台帳第1係及び行政財産台帳第2係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域内における緑地帯の整備に関すること（課長の指定するものに限る。）。</p>
	緑化対策第2係	<p>緑化対策第1係の所掌事務に同じ（課長の指定するものに限る。）。</p>
提供管理係		<p>1 施設管理課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定後、駐留軍の使用に供されるまでの間における利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉に関すること。</p> <p>3 土地等調書の作成に関すること。</p> <p>4 駐留軍の使用に供する普通財産で国有財産法（昭和23年法律第73号）第8条第1項ただし書の規定に該当するものの管理並びに取りこわし及び取りこわし条件付売払いに関すること（当該普通財産のある土地の返還後における当該土地の権利者の使用不能に対する補償に関する事務を含む。）。</p> <p>5 駐留軍の使用に供する国有財産（前号に掲げるものを除く。）の増減通報に関すること。</p> <p>6 駐留軍の使用に供する施設及び区域に関する調査（駐留軍との共同調査を含む。）及び記録に関すること。</p> <p>7 駐留軍の使用に供する施設及び区域の駐留軍への引渡しに関すること。</p> <p>8 駐留軍の使用に供する施設及び区域を他の者に使用させることに関すること。</p> <p>9 駐留軍に提供した施設及び区域の権利者への返還に関すること。</p> <p>10 駐留軍の使用に供した民公有地上に所在する国有財産の利用のあっせんに関すること。</p> <p>11 駐留軍の使用に供する国有財産について使用の承認を受けること及び当該使用の承認を受けた国有財産の管理に関すること（第9号に掲げるもの並びに緑化対策第1係及び緑化対策第2係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>12 前各号に掲げるもののほか、施設管理課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
施設企画室	施設企画第1係	<p>1 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産の管理に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究に関すること。</p> <p>2 駐留軍の使用に供する施設及び区域の提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究に関すること。</p>

施設 企画室	施設企画 第1係	3 前2号の諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。
	施設企画 第2係	施設企画第1係の所掌事務に同じ（室長の指定するものに限る。）。
	施設企画 第3係	施設企画第1係の所掌事務に同じ（室長の指定するものに限る。）。
施設 取得課	取得係	<p>1 施設取得課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 自衛隊又は駐留軍の使用前に自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域を測量及び調査する場合における補償に関すること。</p> <p>3 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入、賃貸借及び使用貸借に伴う移転料等の支払（支払に代わる工事を含む。）に関すること。</p> <p>4 前2号に掲げるもののほか、自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入、賃貸借及び使用貸借に伴う必要な措置に関すること（総務課、周辺環境整備課及び施設補償課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>5 駐留軍の使用に供する施設及び区域の再配置計画に伴う必要な調査に関すること。</p> <p>6 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入及び使用収用に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、施設取得課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（第1号及び第7号に掲げる事務を除き、課長の指定する地域に限る。）。</p>
	賃貸契約 第1係	<p>1 自衛隊施設の賃貸借に関すること。</p> <p>2 自衛隊施設の使用貸借に関すること。</p>
	賃貸契約 第2係	<p>1 駐留軍の使用に供する施設及び区域の賃貸借に関すること。</p> <p>2 駐留軍が港、飛行場及び道路（駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く。）を使用した場合における補償に関すること。</p> <p>3 駐留軍の使用に供する施設及び区域の使用貸借に関すること。</p>
調達 計画課	総務係	<p>1 調達部長の官印の保管に関すること。</p> <p>2 調達部の公文書類の接受及び配布に関すること。</p> <p>3 調達部の人事の内申に関すること。</p> <p>4 調達部の庁用品の供用に関すること。</p> <p>5 調達部の所掌事務に関する経費に関する資料の取りまとめに関すること（計画調整第1係、計画調整第2係及び計画調整第3係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、調達計画課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>

調 達 計 画 課	企画係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調達部の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関する こと。</li> <li>2 調達部の所掌事務に関する総合調整に関する こと。</li> <li>3 建設工事に関する統計に関する こと。</li> <li>4 調達部の所掌事務に関する争訟に関する こと。</li> </ol>
	計画調整 第1係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設工事の設計に関する こと（他課の所掌に属する事務を 除く。）。</li> <li>2 建設工事費の積算に関する こと（他課の所掌に属する事務を 除く。）。</li> <li>3 建設工事の実施計画に関する こと。</li> <li>4 建設工事の業務実施計画に関する資料の取りまとめに関する こと（課長の指定するものに限る。）。</li> </ol>
	計画調整 第2係	計画調整第1係の所掌事務に同じ（課長の指定するものに限る。）。
事 業 監 理 課	施設情報 管理係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調達部の所掌事務に係る建設工事の実施の計画に関する こと。</li> <li>2 自衛隊の施設の保全に関する情報の管理に関する こと。</li> <li>3 前各号に掲げるもののほか、事業監理課の所掌事務で他の 所掌に属しないものに関する こと。</li> </ol>
建 築 課	建築 第1係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築課の所掌事務に関する連絡調整に関する こと。</li> <li>2 建築工事の設計に関する こと。</li> <li>3 建築工事費の積算に関する こと。</li> <li>4 建築工事の施工の促進、監督及び検査に関する こと。</li> <li>5 建築工事に関する調査及び研究に関する こと。</li> <li>6 前各号に掲げるもののほか、建築課の所掌事務で他の所掌 に属しないものに関する こと（第1号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する地域に限る。）。</li> </ol>
	建築 第2係	建築第1係の所掌事務（第1号及び第6号に掲げる事務を除く。）に同じ（課長の指定する地域に限る。）。
	建築 第3係	建築第1係の所掌事務（第1号及び第6号に掲げる事務を除く。）に同じ（課長の指定する地域に限る。）。
	建築 第4係	建築第1係の所掌事務（第1号及び第6号に掲げる事務を除く。）に同じ（課長の指定する地域に限る。）。
	建築 第5係	建築第1係の所掌事務（第1号及び第6号に掲げる事務を除く。）に同じ（課長の指定する地域に限る。）。
	建築 第6係	建築第1係の所掌事務（第1号及び第6号に掲げる事務を除く。）に同じ（課長の指定する地域に限る。）。
土 木 課	土木 第1係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木課の所掌事務に関する連絡調整に関する こと。</li> <li>2 土木工事の設計に関する こと。</li> <li>3 土木工事費の積算に関する こと。</li> <li>4 土木工事の施工の促進、監督及び検査に関する こと。</li> <li>5 土木工事に関する調査及び研究に関する こと。</li> </ol>

土 木 課	土木 第1係	6 前各号に掲げるもののほか、土木課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事（第1号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する地域に限る。）。
	土木 第2係	土木第1係の所掌事務（第1号及び第6号に掲げる事務を除く。）に同じ（課長の指定する地域に限る。）。
	土木 第3係	土木第1係の所掌事務（第1号及び第6号に掲げる事務を除く。）に同じ（課長の指定する地域に限る。）。
	土木 第4係	土木第1係の所掌事務（第1号及び第6号に掲げる事務を除く。）に同じ（課長の指定する地域に限る。）。
	土木 第5係	土木第1係の所掌事務（第1号及び第6号に掲げる事務を除く。）に同じ（課長の指定する地域に限る。）。
	土木 第6係	土木第1係の所掌事務（第1号及び第6号に掲げる事務を除く。）に同じ（課長の指定する地域に限る。）。
設 備 課	設備 第1係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設備課の所掌事務に関する連絡調整に関する事。</li> <li>2 設備工事の設計に関する事。</li> <li>3 設備工事費の積算に関する事。</li> <li>4 設備工事の施工の促進、監督及び検査に関する事。</li> <li>5 設備工事に関する調査及び研究に関する事。</li> <li>6 前各号に掲げるもののほか、設備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事（第1号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する地域に限る。）。</li> </ol>
	設備 第2係	設備第1係の所掌事務（第1号及び第6号に掲げる事務を除く。）に同じ（課長の指定する地域に限る。）。
	設備 第3係	設備第1係の所掌事務（第1号及び第6号に掲げる事務を除く。）に同じ（課長の指定する地域に限る。）。
	設備 第4係	設備第1係の所掌事務（第1号及び第6号に掲げる事務を除く。）に同じ（課長の指定する地域に限る。）。
	設備 第5係	設備第1係の所掌事務（第1号及び第6号に掲げる事務を除く。）に同じ（課長の指定する地域に限る。）。
	設備 第6係	設備第1係の所掌事務（第1号及び第6号に掲げる事務を除く。）に同じ（課長の指定する地域に限る。）。

別表第3

三沢防衛事務所に置かれる各課の所掌事務

課	所 掌 事 務
業 務 課	内部組織等に関する訓令第209条第1項第1号、第6号から第15号まで及び同条第2項第2号に掲げる事務並びに三沢防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。
施 設 課	内部組織等に関する訓令第209条第1項第2号から第5号まで及び第16号から第19号までに掲げる事務に関する事。

別表第4

三沢防衛事務所に置かれる係の所掌事務

課	係	所 掌 事 務
業 務 課	業務第1係	内部組織等に関する訓令第209条第1項第1号に掲げる事務及び三沢防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。
	業務第2係	内部組織等に関する訓令第209条第1項第6号から第15号まで及び同条第2項第2号に掲げる事務に関する事（施設課の所掌に属するものを除き、所長の指定するものに限る。）。
施 設 課	施設第1係	内部組織等に関する訓令第209条第1項第2号から5号まで及び第16号から第19号までに掲げる事務に関する事（業務課の所掌に属するものを除き、所長の指定するものに限る。）。
	施設第2係	施設第1係の所掌事務に同じ（所長の指定するものに限る。）。
	施設第3係	施設第1係の所掌事務に同じ（所長の指定するものに限る。）。
首席労務 対策調査 専門官	労務 対策係	1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関する事。 2 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置及び運営についての調査並びに資料の作成及び収集に関する事（所長の指定するものに限る。）。

別表第5

郡山防衛事務所に置かれる係の所掌事務

課	係	所 掌 事 務
	総務係	内部組織等に関する訓令第209条第4項第1号、第2号及び第8号に掲げる事務に関する事並びに郡山防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。